

## 相談

そうだん

### 理学療法士による

### リハビリ相談

- ◆日時 5月22日(金)午後1時30分～3時 ※前日までに予約が必要
- ◆場所 わかくさ・プラザ「総合福祉会館2階・リハビリ室」
- ◆相談員 理学療法士、保健師
- ◆予約先 関市保健センター(☎②④0111 FAX②③6757)

### 健康相談

- ◆日時 6月16日(火)午前9時～10時30分
- ◆場所 関市保健センター
- ◆内容 血圧測定、尿検査、身長・体重・体脂肪測定、保健師・栄養士による相談 ※栄養士の食生活相談は予約が必要
- ◆照会先 関市保健センター(☎②④0111 FAX②③6757)

### 心の健康相談

- ◆日時 6月18日(木)午後1時30分～4時 ※予約が必要
- ◆場所 関市保健センター
- ◆相談員 専門医師、保健師
- ◆予約先 関市保健センター(☎②④0111 FAX②③6757)または関係保健所健康増進課(☎③④4011)

## 案内

あんない

### 全国大会に

### 出場する選手を激励

市では、市民の体育およびスポーツの振興を図るため、全国大会に出場する選手に対し、激励金を交付しています。激励金の対象者は、各種スポーツ大会の岐阜県予選大会に出場し、全国大会へ出場する権利を得た、市内に住民登録または現住所を有する方です。予選の結果と全国大会の要項を添えてスポーツ振興課へ報告してください。◆報告・照会先 スポーツ振興課(☎②③7766 FAX②③7765)

### 児童手当認定請求・

### 現況届の提出を

児童手当(特例給付、小学校修了前特例給付)は、小学校修了前の子どもを養育している方に支給される手当です。ただし、所得制限があり、前年の所得が限度額以上である場合は支給されません。【児童手当を受けるためには】

認定請求の手続きが必要です。児童手当は請求した翌月から支給されるため、5月中に認定請求の手続きを行わないと6月分手当から支給されません。【受給されている方は】

所得と扶養状況を確認するため、6月初めに現況届を送付しますので、6月中に提出してください。この届けの

提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなります。

- ◆提出場所 子育て支援課または各地域事務所、東部・西部支所
- ◆照会先 子育て支援課(☎②③8965 FAX②③7748)

### 禁煙にチャレンジ

5月31日は世界禁煙デーです。禁煙できないのは「意志が弱いから」ではなく、タバコへの「身体と心の依存」が大きいためです。禁煙するには、この依存状態からの脱却が必要です。「やめたいけれど自信がない」「いつかはやめたい」「もうやめたい」と思っている方は一緒に禁煙にチャレンジしませんか。

- ◆照会先 関市保健センター(☎②④0111 FAX②③6757)

### 選挙人名簿の縦覧

6月1日を基準日として、満20歳以上の人で、関市に住民登録をしておくから3カ月以上引き続き居住している方を、6月2日に新たに選挙人名簿に登録します。また、新たに登録される方の名簿の縦覧を、次のとおり行います。

- ◆期間 6月3日(水)～7日(日)、午前8時30分～午後5時
- ◆場所 市役所3階・選挙管理委員会事務局(総務財政課内) ※6日(土)、7日(日)は、市役所1階・守衛室
- ◆照会先 選挙管理委員会(☎②③6803)

## 広告

### 有料広告

## 広告

### 有料広告